

工 事 設 計 書						
施 行 年 度	令和 2 年度		契 約 番 号		伊賀市	
			2020001341			
工 事 名	団体営農業集落排水整備促進事業 上三ヶ区地区農業集落排水処理施設 機械設備更新工事				設 計 番 号	
施 工 場 所	伊賀市 島ヶ原 地 内				設計・積算年月日	
					令和 年 月 日	
工 種	機械器具設置				積算者	検算者
設 計 金 額	円 内消費税相当額 円					
工 期	令和 3 年 2 月 2 6 日まで	延	長	m	幅	員 m
工 事 の 大 要					起 工 理 由	
機械設備更新 破砕機 1 台 水中攪拌ポンプ 1 台 自動微細目スクリーン 1 台 散水ポンプ 1 台 濃縮汚泥引抜ポンプ 1 台 ばっ気ブロワ 2 台 電気設備更新 超音波式流量計 1 台 汚泥濃縮貯留槽水位計 1 式					別 紙 の と お り	

機械設備更新工事 工事価格明細書

機械設備更新工事 工事価格明細書

¥

上三ヶ区地区

[illegible]

機 械 設 備 工 事 工 事 価 格 明 細 書

機械設備更新工事（機械設備）

工事価格明細書

¥

上三ヶ区地区

種類	名 称	規 格	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	直 接 工 事 費		1	式			別紙工事価格 明細書参照
	共 通 仮 設 費		1	式			
	現 場 管 理 費		1	式			
	据 付 間 接 費		1	式			
	間 接 費 小 計						
	据 付 工 事 原 価						
	機 器 費		1	式			別紙工事価格 明細書参照
	設 計 技 術 費		1	式			
	工 事 原 価						
	一 般 管 理 費		1	式			
	スクラップ控除費		1	式			
	工 事 価 格						

機械設備製作工事価格明細書

¥

上三ヶ区地区

種類	名 称	規 格	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
汚 水 処 理 施 設 機 械 設 備	破 砕 機	冠水型 1,440m ³ /日以上×0.2kW	1	台			
	水中攪拌ポンプ	水中渦流式ポンプ ディフューザー付	1	台			No. 2
	自動微細目 スクリーン	自動掻上げ式 23m ³ /時以上、目幅：2.0mm	1	台			No. 2
	散水ポンプ	水中渦巻式ポンプ 0.10m ³ /分 × 15.5m	1	台			
	濃縮汚泥引抜ポンプ	水中渦流式ポンプ 0.20m ³ /分 × 7.0m	1	台			
	ばっ気ブロワ	ルーツブロワ 1.88m ³ /分 × 51KPa	2	台			No. 1、No. 2
	合 計						

機械設備据付工 直接工事費明細書

¥

上三ヶ区地区

種類	名 称	規 格	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	機 械 設 備 据 付		1	式			
	機 械 設 備 撤 去		1	式			
	合 計						
	据 付 間 接 費		1	式			
	合 計						

輸 送 費 (機械製作品) 工 事 価 格 明 細 書

¥

上三ヶ区地区

種 類	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	機械設備製作品	L=20km まで	1	式			
	合 計						

スクラップ控除費（機械製作品） 工事価格明細書

¥

上三ヶ区地区

種類	名 称	規 格	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	スクラップ	故銑 B	1	式			
	〃	ステンレス	1	式			
		合 計					

電 氣 設 備 工 事 工 事 価 格 明 細 書

機械設備更新工事（電気設備）

工 事 價 格 明 細 書

¥

上三ヶ区地区

[illegible]

電 気 設 備 据 付 工 事 工 事 価 格 明 細 書

¥

上三ヶ区地区

種 類	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	直 接 工 事 費		1	式			別紙工事価格 明細書参照
	共 通 仮 設 費		1	式			
	現 場 管 理 費		1	式			
	機 器 間 接 費		1	式			
	間 接 費 小 計						
	据 付 工 事 原 価						
	一 般 管 理 費		1	式			
	据 付 工 事 価 格						

電 気 設 備 製 作 工 工 事 価 格 明 細 書

¥

上三ヶ区地区

種 類	名 称	規 格	数 量	単 位	直 接 工 事 費		摘 要
					単 価 (円)	金 額 (円)	
汚 水 処 理 施 設 電 気 設 備	超音波式流量計	200A 開渠用 流量積算記録計含む	1	台			
	汚泥濃縮貯留槽 水位計	浮子転倒式レベルスイッチ 浮子数2個 付属品共	1	式			
	合 計						

電氣設備据付工 直接工事費明細書

¥

上三ヶ区地区

[illegible]

機 械 設 備 数 量 計 算 書

機械設備製作工 数量総括表

上三ヶ区地区

[illegible]

機械設備据付工 数量総括表

上三ヶ区地区

[illegible]

<u>輸送費（機械製作品）</u>						<u>数量總括表</u>	
品名	規格	單位	數量	單價	金額	備註	
鋼板	SP-CC	mm	100	1.2	120.00		
鋼管	φ100	m	50	2.4	120.00		
角鐵	L50x5	m	30	4.0	120.00		
螺栓	M8	個	1000	0.12	120.00		
螺母	M8	個	1000	0.12	120.00		
墊圈	M8	個	1000	0.12	120.00		
油漆	紅丹	kg	10	12.00	120.00		
合計					720.00		

上三ヶ区地区

[illegible]

スクラップ控除費（機械製作品） 数量総括表

上三ヶ区地区

[illegible]

地区地区地区
上三

地区地区地区
上三

電 気 設 備 数 量 計 算 書

電 氣 設 備 製 作 工 数 量 総 括 表

上三ヶ区地区

[illegible]

電氣設備据付工 数量総括表

上三ヶ区地区

[illegible]

仕 様 書

共 通 仕 様 書

共通仕様書は、三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」（令和２年８月）によるものとする。

但し、三重県公共工事共通仕様書について、第１章 総則 【三重県】を【伊賀市】におきかえる。

また、施設機器等については、社団法人日本農業集落排水協会発行の「日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様（案）」（平成１１年度）によるものとし、検査基準については、三重県検査基準並びに農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会発行の「農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）」による。

特 別 仕 様 書

(汚水処理施設 機器更新工事)

第 1 章 総 則

団体営農業集落排水整備促進事業 上三ヶ区地区 汚水処理施設機械設備更新工事の施工に当っては、「三重県公共工事共通仕様書」によるほか、本特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事の内容

1. 目的

本工事は、団体営農業集落排水整備促進事業[伊賀 1 期地区]の一環として、汚水処理施設の機器類を据付・撤去し改修するものである。

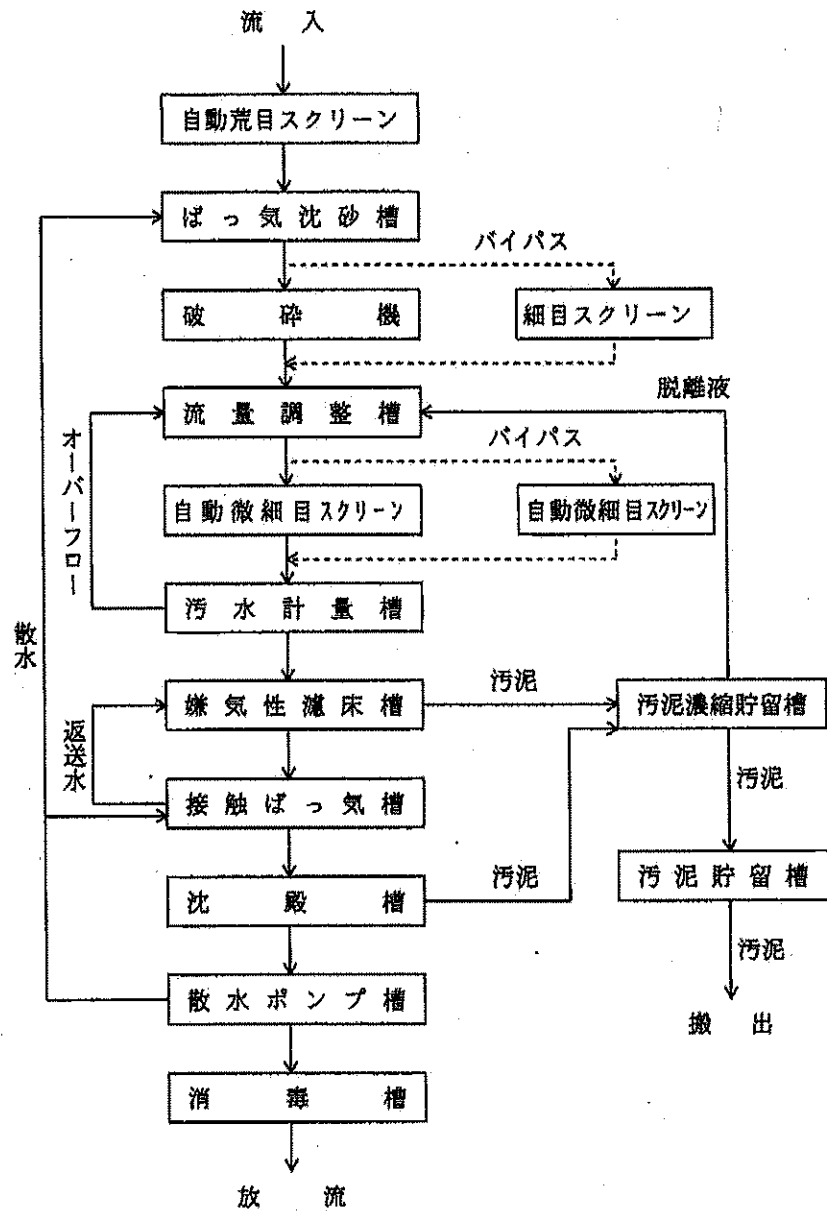
2. 工事場所

伊賀市 島ヶ原 地内

3. 水処理施設の計画概要

- | | | | |
|-----------|--|-----------------------|----------|
| 1) 処理対象汚水 | 生活排水（し尿及び生活雑排水） | | |
| 2) 計画対象人員 | 780人 | | |
| 3) 計画汚水量 | 日平均汚水量 | 211 m ³ /日 | |
| 4) 計画水質 | | 流入水 | 処理水質 |
| | ・ B O D | 200mg/ℓ | 20mg/ℓ以下 |
| | ・ S S | 200mg/ℓ | 50mg/ℓ以下 |
| 5) 処理方式 | 嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式
(一社) 地域資源循環技術センター ― Ⅲ型 (1 系列) | | |

6) 処理フロー



4. 工事範囲

上三ヶ区地区 汚水処理施設の機械・電気設備更新工事一式。

5. 工事数量

別添設計書数量による。

第3章 処理性能の確保

1. 処理性能の確保

- 1) 受注者は、設計図書に明示されていない処理施設の細部構造の設計、機械・電気設備類の選択並びに配置等については、監督職員の承諾を得て実施するものとする。

この場合、受注者は第2章第3項の汚水処理施設の計画概要及び設計図書を熟知し、所定の処理性能が確保されるよう努めなければならない。

- 2) 受注者は、設計図書に示されている汚水処理施設の構造について、疑義又は改善意見がある場合には、監督職員と協議し処理しなければならない。

第4章 施工計画等

1. 施工計画書

- 1) 受注者は工事着手に先立ち施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2) 施工計画を定めるに当たっては、施工現場の既存設備の状況、埋設物の位置と規模、交通状況及び現場の施工環境に十分留意すること。
- 3) 受注者は監督職員に提出した施工計画書に従って工事を施工すること。
- 4) 施工計画書記載の内容を変更するときは、当該事項の施工前に監督職員に申し出て、新たに変更した施工計画書を提出すること。

2. 地元説明会

受注者は工事施工前及び工事中、必要のつど「地元説明会」等を開催し、住民に工事の内容、施工時期、環境対策等を説明してその協力を得るように努めること。

3. 第三者への措置

- 1) 受注者は工事の為付近の建物、又は構造物に沈下や亀裂等損害が発生する恐れがあると予想される時、及び損害が発生した時は監督職員の立会を受けて受注者の負担において必要な図面、写真等の資料を作成し監督職員に提出しなければならない。

又、損害が発生した時は、監督職員に關係資料を提出して対策を協議するとともに、その程度が第三者の日常生活、又は営業に著しい支障を与えている時は、速やかに応急措置を講じてその支障を取り除くこととする。

- 2) 前項の応急措置は、受注者の負担において行うこと。
- 3) 受注者は騒音、振動による影響を検討して、施工方法、施工機械を選定し、更に作業時間を考慮して施工しなければならない。
- 4) 受注者は工事施工に当って関係監督官庁等と十分協調し、必要な手続きを監督職員の確認のうえ手続きし、工事の円滑な進捗をはからなければならない。
- 5) 当該工事は施設を運転しながらの工事になるため、受注者は工事施工において、当該施設管理業者と密に工程調整し工事着手すること。また、監督員にも工程等打合せの報告をすること。

4. 設計変更

受注者は工事契約後設計変更しなければならない事項が発生した時、設計変更部分の施工については契約変更手続き完了後に着手する事を原則とする。

又、軽微な変更については両者協議の上、変更しない場合がある。

第5章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。

第6章 工事用材料

1. 電気・機械設備工事

- 1) 電気・機械設備機器の製造に用いる材料、部品は全て次の規格、標準に適合したものでなければならない。又工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書平成28年度版」「機械設備工事共通仕様書平成28年度版」による。

日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）

日本電気工業会標準規格（JEM）、給排水空調設備規格、内線規定（JEAC）

し尿浄化槽構造基準、浄化槽法、その他関係法令等

- 2) 電気・機械設備機器のうち工場で製作するものについては、製作図面を作成し、監督職員の承諾を得て製作するものとする。

- 3) 原動機、ポンプ、プロワ等の汎用製品については、製造工場試験成績表及び合格証等を添付して監督職員の承諾を受けなければならない。
- 4) 主要機器の仕様は別紙仕様書のとおりである。
- 5) 電気据付工事に使用する電線、ケーブル、埋込電線管等はA級品とし、用途に適したものを使用すること。
- 6) 設備機器のアンカーボルトについては、地震力を耐震クラスSで計算を行い試験成績書を提出すること。

2. 配管設備

- 1) 配管材料は原則として次の材料で行うものとし、配管名称、流水方向等を表示すること。

空気・汚水(ポンプ)配管 配管用ステンレス鋼鋼管 (JIS G3459)
(SUS304)

そ の 他 一般配管用ステンレス鋼鋼管及び
硬質塩化ビニール管 (VP, VU)

但し、フランジは原則として JIS 1N/mm²を使用すること。

- 2) 管支持材は原則として次の材料、間隔で行うものとする。

配管材 VP、VU	支持材SUS304間隔	φ 80以下	1.0m以内
		φ 100～125	1.5m以内
		φ 150 以上	2.0m以内
配管材 SUS304	支持材SUS304間隔	100A以下	2.0m以内
		125A以上	3.0m以内

尚、図面に明記が無くとも必要な場所には管支持を施すものとする。

- 3) 弁仕様は原則として下記によるものとする。

- ・ 空気配管

プロワ等風量の調節が必要な箇所については玉形弁、仕切弁、それ以外の箇所についてはボール弁を使用するものとする。

- ・ 汚水、汚泥配管

仕切弁、逆止弁、ダイヤフラム弁、バタフライ弁

- ・ 接合方法

40A以下はネジ式50A以上はフランジ接合とする。

- ・ 電動弁

口径にかかわらずフランジ接合とする。又故障時には手動での開閉が可能な様にレバー (SUS304) を設けておくこと。

- ・ バルブレバーはSUS製とし、表示板を設けることとする。

- 4) 屋外地中配管と接続する埋込配管は、水密性を要するためつば付き配管とすること。

第7章 施 工

1. 機械・電気設備工事

- 1) 機械設備は、下記により全塗装を行うものとするが、ステンレス及び樹脂製品並びに原動機、ポンプ、プロワ等の汎用製品についてはこの限りではない。

露出部 サビ止め1回塗装、上塗調合ペイント2回塗り

水中部 〃 、上塗タールエポキシ3回塗り

- 2) 電気・機械設備の据付配置は、設計図書並びに現場を熟知すると共に疑義を正し、詳細に内容を把握した上で、汚水処理施設の性能が充分発揮できるよう行わなければならない。
- 3) 床置きのパネルボックスは、モルタルにて根巻きを行い防食を行うこと。
- 4) 水中ポンプ等、開口部への配管の末端には、防水パテを詰め配管中に水分及びガス等が入らないようにすること。
- 5) 屋外引込箱および制御盤には第3種接地工事を施すこと。
- 6) 水中ポンプケーシング、フリクト式レベルスイッチ用ケーブルを固定する時は、ケーブルを損傷したり極度の曲げを行わないよう、かつ絶縁被覆に傷を付けないよう施工すること。
- 7) 各ケーブルの末端には、負荷名称を記入し、名札をつけること。

第8章 施工管理

1. 施工管理

受注者は、「三重県公共工事共通仕様書・建築工事施工管理基準（案）」によるとともに、「農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）」に準拠し、施工管理するものとする。

2. 工事記録写真撮影

- 1) 工事の施工順序に従い、監督職員の指示又は必要に応じて記録写真を整備し、工事完了後提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。
- 2) 撮影に際しては、位置、構造物の種類、番号等を明示する黒板を立て、スケール等によって寸法等を表示するものとする。
- 3) 写真はカラー撮影、サービス判を原則とし、写真帳はA-4版アルバムとする。

第9章 保 証

本污水处理施設の保証期間は、引渡し後2年間とする。

保証期間中に生じた受注者の設計、施工、材質及び不良に起因する事故が発生した場合には、受注者の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行い、完全なものに復旧しなければならない。

但し、不可抗力あるいは取扱い不備による事故の場合はこの限りではない。

第10章 竣工時提出物

受注者は、工事の完了に伴い、次の図書を作成し提出しなければならない。

1) 確定仕様書

確定仕様書は、工事範囲と内容、機器の確定仕様を記載のこととする。なお、購入部品や機能増設した機器についても、含めること。

2) 各種計算書

各種計算書は、原則として承諾を受けたものを全て含めること。

3) 完成図（施設全体平面図、機器単体据付平断面図、製作図、各種系統図、施工図、配管・配線図、部品図等）

完成図は、下記の他、原則として承諾を受けたものを全て含めること。

- ・ 全体平断面図は、土木構造物、建築物の概要も必要に応じて記載すること。
- ・ 機器図には、重量も記載すること。（別途リストに纏めてもよい。）
- ・ 各完成図は最終版とし、施工図等は実際のものとする。
- ・ 配管、配線等複雑なものは、系統図を添付すること。

4) 機器重量表

5) 試験、検査成績表（工場、現場）

試験、検査成績表は、工場制作と現場施工とに分け、目次をつけて整理し、最終版を添付すること。

6) 操作要領書

操作要領書は、配管系統図、油圧系統図、単線結線図、ブロックシーケンス、フローチャート等により、分かりやすく整理するものとする。

- ・ 設 備 概 要
- ・ 操 作 方 法
- ・ 制 御 方 法
- ・ 機器単体および設備全体の取扱説明

7) 保守点検要領書

保守点検及び取扱要領書は、操作及び日常メンテナンスに必要な事項、設備の故障対応方法、点検チェックシート等を添付し、メンテナンス時に理解やすいように編集すること。

- ・ 日常及び定期点検方法
- ・ 日常及び定期整備方法
- ・ サービス体制、連絡系統等
- ・ 維持管理、保守点検チェックシートを添付する。

8) 機器メーカーリスト、購入部品・材料メーカーリスト

9) 付属品リスト、予備品リスト

10) アフターサービス連絡体制表

11) その他監督職員の指示するもの

特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工 程 関 係	☐ 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:) ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり ☐ 他機関との協議が未完了 ☐ 占用物件との工程調整が必要あり ☒ その他 (工期について)	☐ 調整項目 (☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整) ☐ 制限する工程名 (☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ その他 ()) ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法 () ☐ 協議が必要な機関名 () ☐ 占用物件名 (☐ 電気 ☐ 水道 ☐ 下水道 ☐ ガス ☐ その他 ()) ☒ その他 (工期を厳守すること。)
用 地 関 係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり ☐ 仮設ヤードの有無 ☐ 仮設ヤードの使用期間 () ☐ 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) ☐ 使用条件・復旧方法 () ☐ その他 ()	☐ 未処理箇所 (☐ 別添図 ☐ №. ~ №. ☐ 月 日 ☐ 別添協議) ☐ 完了見込み時期 (☐ 令和 年 月 日 ☐ 別添協議) ☐ 仮設ヤード (☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他 ()) ☐ 仮設ヤードの使用期間 () ☐ 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) ☐ 使用条件・復旧方法 () ☐ その他 ()
公営対策関係	☐ 施工方法の制限あり ☐ 事業損失防止に関する調査あり ☐ その他 ()	☐ 制限項目 (☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他 ()) ☐ 施工方法等 (☐ 指定工法名 () ☐ その他 ()) ☐ 調査項目 (☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定) ☐ 調査方法 (☐ 別添資料 ☐ その他 ()) ☐ その他 ()
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり ☐ 交通安全施設等の配置 ☐ 交通安全施設等の指定以外 ☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置 (☐ 別添図面 ☐ その他 ()) ☐ 交通安全施設等の配置 (☐ 別添図面 ☐ その他 ()) ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☐ ① 交通安全施設等の人数は、概算数量として、設計変更の対象とする。 (注: 指定路線以外で交通安全施設等が配置できない場合も変更の対象とする。) ② 受注者は、工事着手前に交通安全施設等 (配置人員、期間等) を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通安全施設等の延べ配置人員を協議すること。工事完了後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実働人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通安全施設等の配置完了後、協議により定められた実働人数が確認できる資料を提出すること。
	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ☐ 近接公共施設 (☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ 下水道 ☐ ガス ☐ その他 ()) ☐ 近接施設 (☐ 擁壁 () ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他 ()) ☐ 現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ☐ 制限を受ける工種 () ☐ 制限内容 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に発生した場合は、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和2年8月

特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 保安要員の配置 (☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 現場での安全確保 (自主施工の原則)
工事用道路関係	☐ その他 () ☐ 一般道路 (搬入路) の使用制限あり ☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 受注者は、工事途中の適切な安全確保の措置等一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☐ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 ☐ その他 () ☐ 経路及び使用期間の幅限内容 (☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 使用中及び使用後の措置 (☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 用地及び構造 (☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 安全施設 (☐ 別途図面 ☐ その他 () ☐ 別途協議)
仮設備関係	☐ その他 () ☐ 仮設備の設置条件あり	☐ その他 () ☐ 使用期間及び借地条件 (☐ 別途図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 転用あり (回) ☐ 兼用あり () ☐ その他 () ☐ 水替工 (縮切排水工)
残土・産業廃棄物関係	☐ 残土処分 (自由処分) ☐ 残土処分 (指定処分・他工事流用) ☐ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 水替工 (縮切排水工) の水替日数は、概算数量として、設計変更の対象とする。 ☐ 概算延べ水替日数： ① 受注者は、工事着手前に計画工程表等 (対象工種、期間等) を作成し、それに基づき、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、本市が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により本市の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ② 水替工 (縮切排水工) 完了後、協議により定められた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 構造及び設計条件 (☐ 別途図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 施工方法 () ☐ その他 () ☐ 残土処分 (自由処分) ☐ 残土処分 (指定処分・他工事流用) ☐ 産業廃棄物の処理条件あり ☐ 残土処分 (☐ 別途図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 産業廃棄物の種類 (☐ 別途図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 産業廃棄物の処分地 (☐ 再処分場 () ☐ 最終処分場 () ☐ 別添図書) ☐ 処分場の受入条件 (☐ 再処分場 () ☐ 最終処分場 () ☐ 別添図書) ☐ 処分場の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目 () に記入のこと。】 ☐ 縮装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水 (泥水) を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者 (受注者) が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な産業廃棄物情報 (成分や性状等) を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票 (マニフェスト) について、監督員に提示しなければならない。
	☐ その他 ()	☐ 縮装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水 (泥水) を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者 (受注者) が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な産業廃棄物情報 (成分や性状等) を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票 (マニフェスト) について、監督員に提示しなければならない。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市

令和2年8月

特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
工事支障物件関係	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名 () ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ 下水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他 () ☐ 移設時期 () 年 月 日 ☐ 令和 ☐ 別途協議 ☐ 防護 () ☐ その他 ()
棄液注入関係	☐ 棄液注入工法等の指定あり	☐ 設計条件 () ☐ 工法区分 () ☐ 材料種類 () ☐ 施工範囲 () ☐ 削孔数量 () ☐ 注入量 () ☐ その他 () ☐ 工法関係 () ☐ 材料関係 () ☐ その他 ()
再生材使用関係	☐ 再生材使用の指定あり	☐ 再生材の種類 (☐ 再生Asコン ☐ 再生路盤材 ☐ 再生クラッシュヤーレン ☐ 道路用盛土材 ☐ 再生コン砂) ☐ 再生材が使用出来ない場合の措置 (☐ 新材に変更 ☐ その他 () ☐ 別途協議) ☐ 再生コンクリート砂 (1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。) ☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 (認定製品の品名: ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他 ()) ☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名: 間伐材製工事用バリエード・看板・標示板) ☐ その他 ()
その他	☐ 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり ☐ 現場発成品あり ☐ 支給品あり	☐ 保管場所 () 期間 () ☐ 引渡場所 () ☐ 品名 () 数量 () ☐ 数量 () ☐ その他 () ☐ 時期 (令和 年 月 日) ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他 () ☐ 運搬方法 (☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他 ()) ☐ 引渡場所 (☐ 別添図等 ☐ 別途協議 ☐ その他 ()) ☐ 数量 () 運搬距離 (L = km)
	☐ 現場環境改善費通用工事	☐ 現場環境改善の内容 (率分) () ☐ 現場環境改善の内容 (積上) () ☐ その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
適用条件	適用条件	☒ 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：令和 年 月 日）） ☐ 「土木構造物設計マニュアル（案）」を適用 ☐ 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成 年 月 日 を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「工事監理連絡会」実施対象工事に係る特記仕様書 平成30年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ ※設計図書の見直し後、実施について監督員と協議すること。 ☐ 支援技術者 1. 本工事は現場における現場技術業務を（例示ー（公財）三重県建設技術センター）に委託しているため、その支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場で立会、種別又は検測を行う際は、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工体制点検、計画書、報告書、データ、図面等）の審査に際し説明を求められた場合は、説明に怠りなければならぬ。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承認、協議、検査の適否を行う権限は有しないものである。 2. 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合には、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 3. 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 4. 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者：
		☒ 設計変更（工事一時中止）を行う際には、伊賀市設計変更ガイドライン（平成30年6月）を参考とする。
監督の区分	☒ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） ☐ 重点監督	☐ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ その他（伊賀市が定めていないものについては、三重県を参照し伊賀市と読み替え適用する。） 重点監督の場合【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種をデチェックし、対象工種名を記入すること。】 全ての工種に適用する。 ☐ 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	☐ 入札時VE方式 ☐ 契約後VE方式 ☐ 設計・施行一括提案方式 ☐ プロポーザル方式 ☐ 総合評価方式	☐ 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 ☐ 契約後にVE提案を受け付ける。 ☐ 細部設計の承認を受けなければならない。 ☐ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和2年8月

特記仕様書 (施工条件明示一覧表)

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
産業廃棄物税	☐ 産業廃棄物税	☐ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	☒ 工事カルテ作成・登録	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	☒ 建設副産物情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、築生士システム）にデータを入力すること。
下請関係 下請企業 次数制限	☐ 下請企業の次数制限	☐ 本工事における下請の次数は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 上記次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
市内企業 優先使用	☒ 市内企業の優先使用	☒ 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を伊賀市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品 優先使用	☐ 建設資材の県内産製品優先使用	☐ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☐ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を受けた場合の措置	☒ 不当介入を受けた場合の措置	☒ 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	☐ 工事実態調査	☐ 伊賀市低入札価格調査実行要綱第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。
社会保険等未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてではない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和2年8月

機 器 仕 様 書

番 号		タイプ	A		
機器名称	破砕機				
準拠規格	日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様 II-1-2-2-1				
仕 様	型 式 : 回転ドラム式				
規格等	電動機 : 冠水型 処理能力 : ~1,440m ³ /日以上 参考動力 : 0.2kW				
主要部材質	ケーシング : FC200 固定歯・カッターバー : SKD ドラム : SCS 切削歯 : SCS+WC シャフト : S45C				
付属品	吐出側短管 : FC200 1 式 基礎ボルト : SUS304 1 式 その他必要なもの : 1 式				
特記仕様	コントロール型				

番 号		タイプ	—		
機器名称	水中攪拌ポンプ				
準拠規格	日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様 II-2-2-4				
仕 様	型 式 : 水中渦流ポンプディフューザー付				
規格等	電動機 : 水中型 口 径 : φ80mm 参考動力 : 2.2kW				
主要部材質	ケーシング : FC200 ディフューザー : SUS304 羽根車 : FC200 シャフト : SUS420 又は SUS403				
付属品	着脱装置 : SCS 13 1 式 消音器 : 1 式 ガイドパイプ : SUS304 1 式 仕切弁又はボール弁 : SCS13 1 式 ガイドホルダー : SUS304 1 式 取付金具 : SUS304 1 式 吊上用チェーン : SUS304 10m その他必要なもの : 1 式 水中ケーブル : 10m				
特記仕様					

機 器 仕 様 書

番 号		タイプ	—		
機器名称	自動微細目スクリーン				
準拠規格	日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様 II-2-2-2				
仕 様	型 式 : 自動掻上式				
規格等	目 巾 : 2.0mm 処理能力 : 23m³/時以上 電動機 : 冠水型減速機付 参考動力 : 0.025kW 機 長 : 870mm				
主要部材質	フレーム : SUS304 スクレーパー : SUS304 スクリーン : SUS304 スプロケット・チェーン : SUS304				
付属品	取付金具 : SUS304 1 式 シーリングゴム : 1 式 し渣カゴ(受台共) : SUS304 1 式 その他必要なもの : 1 式				
特記仕様					

番 号		タイプ	—		
機器名称	散水ポンプ				
準拠規格	日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様 II-3-2-16				
仕 様	型 式 : 水中うず巻き式汚水ポンプ				
規格等	電動機 : 水中型 能 力 : 0.10m³/分×15.5m 参考口径・動力 : φ50mm×1.5kW				
主要部材質	ケーシング : FC 200 羽根車 : FC 200 シャフト : SUS420J2又はSUS403				
付属品	着脱装置 : SCS 13 1 式 水中ケーブル : 10m ガイドパイプ : SUS304 1 式 取付金具 : SUS304 1 式 ガイドホルダー : SUS304 1 式 その他必要なもの : 1 式 吊上用チェーン : SUS304 6 m				
特記仕様	ガイドパイプ・吊上用チェーンは上記による				

機 器 仕 様 書

番 号		タイプ	—		
機器名称	濃縮汚泥引抜ポンプ				
準拠規格	日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様 II-2-2-1				
仕 様	型 式 : 水中渦流式汚水汚物ポンプ				
規格等	電動機 : 水中型 能 力 : $0.20\text{m}^3/\text{分} \times 7.0\text{m}$ 参考口径・動力 : $\phi 50\text{mm} \times 0.75\text{kW}$				
主要部材質	ケーシング : FC 200 羽根車 : FC 200 シャフト : SUS420J2又はSUS403				
付属品	着脱装置 : SCS 13 1 式 水中ケーブル : 10m ガイドパイプ : SUS304 1 式 取付金具 : SUS304 1 式 ガイドホルダー : SUS304 1 式 その他必要なもの : 1 式 吊上用チェーン : SUS304 10m				
特記仕様	ガイドパイプ・吊上用チェーンは上記による				

番 号		タイプ	B		
機器名称	ばっ気ブロワ				
準拠規格	日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様 II-5-2-1				
仕 様	型 式 : ルーツブロワ				
規格等	電動機 : 全閉外扇型 能力 : $1.88\text{m}^3/\text{分} \times 51\text{kPa}$ (5.2mmAq) 参考口径・動力 : $\phi 65\text{mm} \times 3.7\text{kW}$				
主要部材質	ケーシング : FC200 ローター : FC200又はFCD500 ハウジング : FC200 シャフト : S45C又はFCD500				
付属品	共通ベース(防振ゴム付) : 1 式 Vベルト : 1 式 吸込サイレンサー : 1 式 ベルトカバー : 1 式 吐出サイレンサー : 1 式 防振架台 : 1 式 圧力計 : 1 式 伸縮継手 : 1 式 逆止弁 : 1 式 基礎ボルト : 1 式 安全弁(取付単管付) : 1 式 その他必要なもの : 1 式				
特記仕様	インバーター用モートル (インバーターは除く)				

機 器 仕 様 書

番 号		タイプ			
機器名称	活性炭吸着脱臭装置（小型）脱臭ファン				
準拠規格					
仕 様	型 式 : 活性炭吸着塔用 ターボ式				
規格等	能力 : 7.1m ³ /分×1.7kPa×0.2kW				
主要部材質	メーカー標準				
付属品	取付金具 : SUS304 1 式 その他必要なもの: 1 式				
特記仕様					

番 号		タイプ			
機器名称	可搬式汚泥ポンプ（台車付）				
準拠規格	日本農業集落排水協会型施設機器等標準仕様 Ⅱ－４－２－１				
仕 様	型 式 : 回転容積型汚泥ポンプ （台車付）				
規格等	口 径 : φ50mm 以上 電動機 : 全閉外扇型 能力 : 0.24m ³ /分×10.0m				
主要部材質	ケーシング : FC200 又は 同等以上 ルーツ : SCM + ウレタンゴム ロータリー : NBR				
付属品	共通ベース : 1 式 台車（車輪付） : 1 式 ベルトカバー : 1 式 手元スイッチ : 1 式 プーリ : 1 式 取付金具 : SUS304 1 式 Vベルト : 1 式 その他必要なもの: 1 式 吸込、吐出ホース: 各 10m (接続金具付)				
特記仕様	参考口径・動力: φ65mm×φ50mm×2.2kW ホースセット 有 (付属品 5)				

機 器 仕 様 書

番 号		タイプ	A		
機器名称	超音波式流量計				
準拠規格					
仕 様	流量計：パーマホースリウム式 積算流量計：計装盤内取付型				
規格等	流量計： 口 径 : 200A 積算流量計： 入力項目 : アナログ 1 点 パルス 2 点 稼働時間等 1 6 点 出力表示 : デジタル表示、瞬時値、積算値、総積算値 等 出力印字項目：積算値、総積算値、稼働時間値 等				
主要部材質	フリウム本体 : SUS304 超音波センサー取付架台 : SUS304 積算記録計 : メーカー標準				
付属品	指示計変換機(デジタル式) : 1 式 その他必要なもの : 1 式 専用ケーブル : 1 式 取付金具 : SUS304 1 式 記録用紙及びカートリッジペン : 1 年分				
特記仕様					

番 号		タイプ			
機器名称	レベルスイッチ				
準拠規格					
仕 様	型 式 : 浮子転倒式				
規格等	接点方式 : 水銀接点方式				
主要部材質	本 体 : A B S 樹脂				
付属品	専用ケーブル : 1 式 取付金具 : SUS304 1 式				
特記仕様					